

人にやさしい街づくり推進委員会設置要領

(目的)

第1 人にやさしい街づくりの推進のため、幅広い視野から専門的な審議を行うとともに、的確な助言を得ることを目的として、人にやさしい街づくり推進委員会（以下、委員会という。）を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、前項の目的を達成するため、次の事項について審議を行う。

- (1) 人にやさしい街づくり推進のための条例・指針の質的向上に関する事項
- (2) 人にやさしい街づくり推進のための施策展開に関する事項
- (3) その他、人にやさしい街づくり推進のために必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人をもって構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 4 部会委員は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員が委嘱されるまでの間は、継続するものとする。
- 6 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会は、審議事項に関し、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(部会長)

第5 部会に部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理するとともに、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6 委員会は委員長が、部会は部会長が、それぞれ招集する。
- 2 委員会及び部会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。
- 3 委員会は公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条第5号等に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開に支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。
- 4 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める。
- 5 会議録は、5年間保存するものとする。

(府内調整会議)

- 第7 委員会の円滑な運営と施策の推進を図るため、委員会のもとに調査研究、調整のための府内調整会議を置く。
- 2 府内調整会議は、必要に応じて、ワーキング・グループを置くことができる。
- 3 府内調整会議は、別に定める者で構成する。
- 4 府内調整会議の座長は、建築局技監をもって充てる。

(庶務)

- 第8 委員会等に関する庶務は、建築局公共建築部住宅計画課において処理する。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、委員会等の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

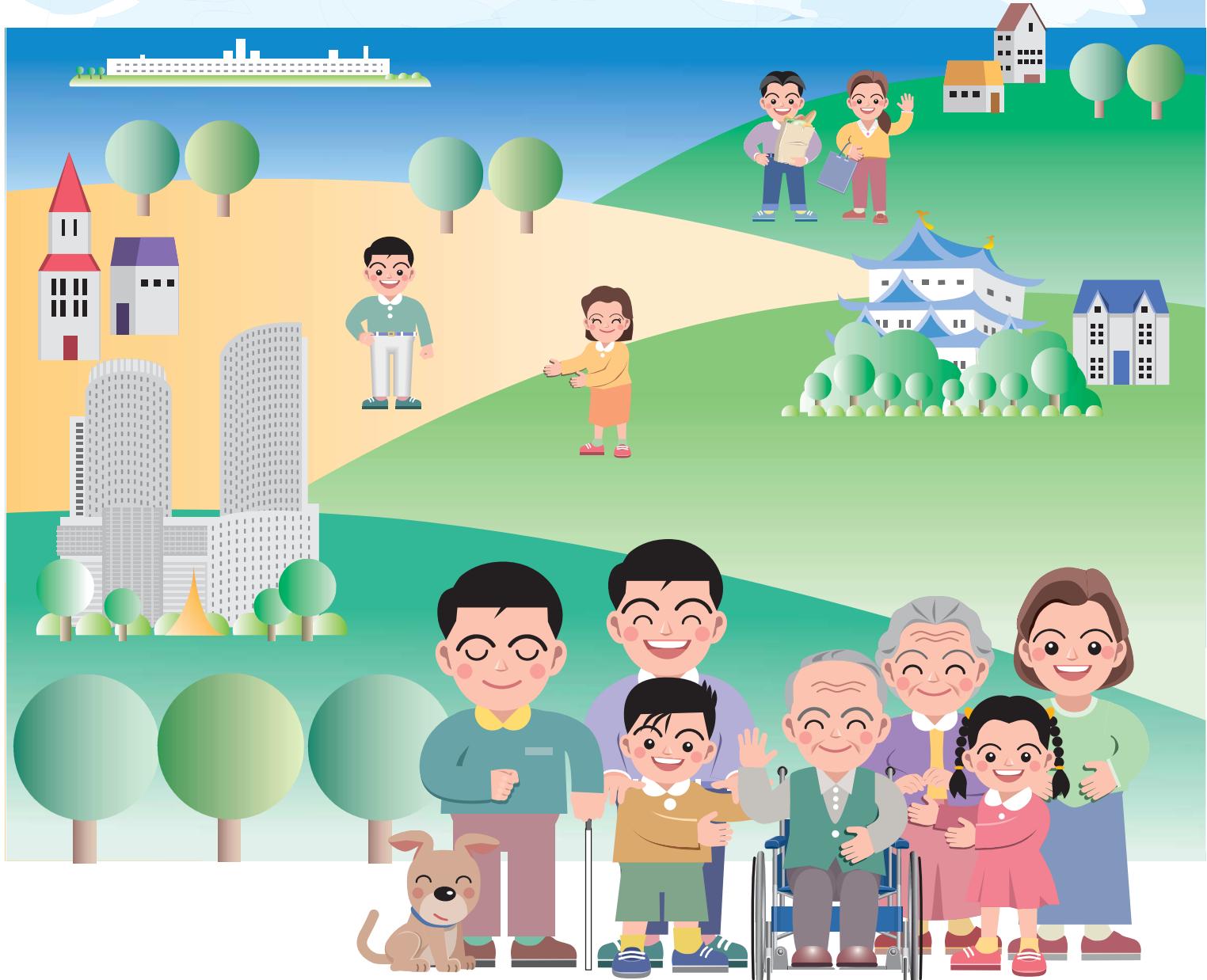
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

人にやさしい街づくり推進委員会 庁内調整会議構成員

部　　局	構　成　員	備　　考
政策企画局企画調整部	企　画　課　長	
総務局総務部	総　務　課　長	
県民文化局県民生活部	県　民　総　務　課　長	
環境局環境政策部	社会活動推進課長	
福祉局福祉部	環境政策課長	
福祉局	福　祉　総　務　課　長	
障害福祉課長	高　齡　福　祉　課　長	
子育て支援課長	産　業　政　策　課　長	
経済産業局産業部	中　小　企　業　金　融　課　長	
経済産業局中小企業部	商　業　流　通　課　長	
観光コンベンション局	觀　光　振　興　課　長	
農業水産局農政部	農　政　課　長	
建設局土木部	建　設　企　画　課　長	
建設局	道　路　維　持　課　長	
都市・交通局都市基盤部	公　園　綠　地　課　長	
都市・交通局	交　通　対　策　課　長	
建築局公共建築部	公　營　住　宅　課　長	
建築課長	公　共　建　築　課　長	
病院事業庁	管　理　課　長	
教育委員会事務局管理部	財　務　施　設　課　長	
警察本部総務部	施　設　課　長	
警察本部交通部	交　通　規　制　課　長	

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の あらまし

～すべての人があらゆる施設を円滑に利用できるようにするために～



「人にやさしい街づくり」って？

すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るために、高齢の方や障害のある方を含む誰もがあらゆる施設を円滑に利用できるようになります。

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」は、そのための取り組みを進めていくために定められています。

基本方針

人にやさしい街を実現するために…

- ・すべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進します。
- ・すべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進します。

「人にやさしい街づくり」を推進するための役割

県民は？…

人にやさしい心を育む

人にやさしい街づくりへの理解を深め、やさしい心を育むとともに、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

やさしい心ってどんなこと？

たとえば…

視覚障害者誘導用ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにしましょう

こんな所に
自転車が置いて
あったら
危ないよね！



市町村は？…

人にやさしい街を
計画的に実現する

地域の街づくりの主要な担い手として、地域の実情に応じた施策と計画に基づき、人にやさしい公共施設の整備などを行って、人にやさしい街の実現を図ります。

事業者は？…

人にやさしい施設をつくり、
やさしいサービスを提供する

誰もが円滑に利用することができるよう施設の整備を進め、その機能を維持するとともに、人にやさしいサービスを提供するよう、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

やさしいサービスって どんなこと？

たとえば…

視覚障害のある方に分かるように、点字による施設のガイドマップを用意しましょう



県は？… 人にやさしい施策を実行する

人にやさしい街の実現のため、総合的な施策をつくり、県民、事業者、市町村と協力して実行します。また、人にやさしい街づくりに関する広報活動、啓発活動等を進めます。

人にやさしい整備が求められる施設（特定施設）

多数の方が利用する施設を「特定施設」と呼び、敷地内の通路や廊下、階段、便所などについて整備基準が定められています。

■ 特定施設の種類

【特殊建築物】

- ・学校等
 - ・博物館、美術館、図書館
 - ・体育館、ボウリング場、水泳場などのスポーツ施設、遊技場
 - ・病院、診療所、施術所
 - ・社会福祉施設
 - ・劇場、映画館、演芸場、観覧場
 - ・公会堂、集会場
 - ・展示場
 - ・百貨店、マーケットなどの店舗
 - ・飲食店、喫茶店
 - ・理髪店、クリーニング取次店
 - ・公衆浴場
 - ・ホテル、旅館
- ・50戸超又は2,000m²以上の共同住宅
・2,000m²以上の工場

【事務所】

- ・国、県、市町村などの事務所
- ・銀行その他の金融機関の事務所
- ・2,000m²以上の事務所

【公衆便所】

【地下街等】

【道路】

【公園、緑地等】

【旅客施設】

- ・鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港旅客施設、空港

【駐車場】

【50戸以上の1団地の住宅施設等】

■ 主な整備項目

- * 敷地内の通路、廊下、歩道、園路
- * 出入口
- * 階段
- * エレベーター
- * 便所
- * 駐車場
- * 案内表示
- * 客席
- * 浴室
- * 客室

など

※100m²以下の特殊建築物については、
* 敷地内の通路
* 建築物の出入口
が整備対象となります。

整備基準

整備基準は、特定施設を不特定多数の方や高齢の方、障害のある方などが円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備に関する基準として定められたものです。

整備基準には、最低限の基準である「義務の基準」と、より円滑に利用できるようにするための基準である「努力義務の基準」があります。

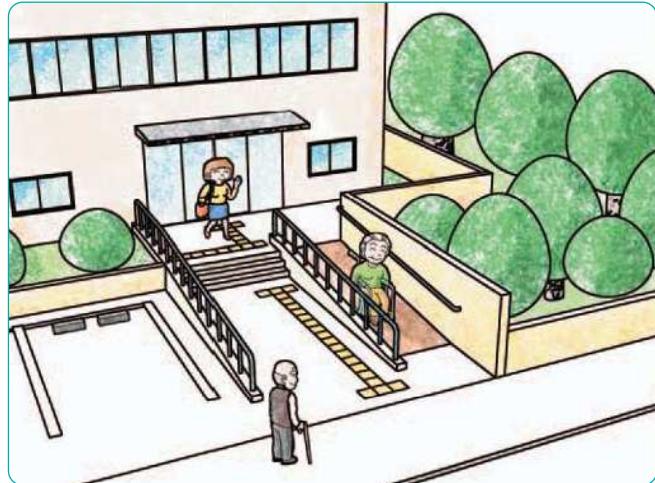
●建築物の整備基準●

■敷地内の通路、廊下等

道路や駐車場から建物の玄関に通じる通路及び廊下は、高齢の方や車いす使用者も安心して通行できるよう、段を設けないようにしましょう。また、人と車いすのすれ違いができる幅にしましょう。

主な整備基準

- 敷地内通路の有効幅員 1.4m以上
(スロープを設ける場合の勾配 1/15以下)
- 廊下の有効幅員 1.4m以上
(スロープを設ける場合の勾配 1/12以下)



■出入口

出入口は、段を設けず、車いす使用者が通過できる幅を確保しましょう。また、ドアは自動ドアや引き戸など、円滑に利用できるようにしましょう。

主な整備基準

- 玄関出入口の有効幅員 90cm以上
- 他の出入口の有効幅員 80cm以上
- 戸の構造は、自動ドアなど開きやすいものとする。



■100m²以下の特殊建築物

100m²以下の特殊建築物については、高齢の方や車いす使用者が円滑に通ることができるよう、通路と出入口の幅を確保しましょう。

【より円滑に利用するため】

- 小規模な施設でも、便所には、車いす使用者などが利用しやすいブースを設けるよう努力しましょう。



■階段

階段は、転倒や転落の危険がないよう、表面を滑りにくくし、手すりを設けましょう。

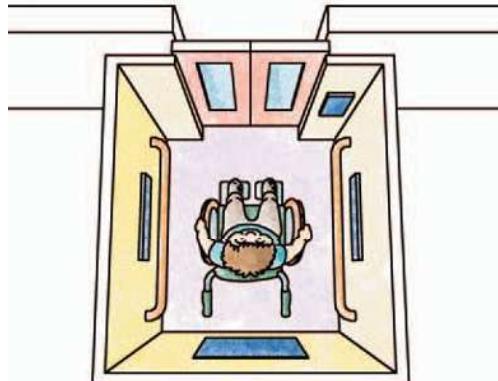
■エレベーター

大規模な施設には、エレベーターを設け、高齢の方や障害のある方が容易に上下階へ移動できるようにしましょう。

また、それぞれの障害に配慮した操作ボタンや音声案内、電光表示などの案内表示設備を設けましょう。

主な整備基準

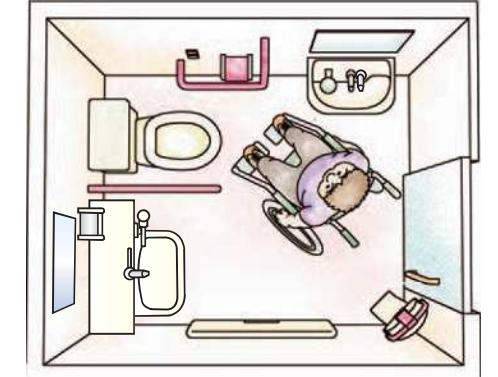
- かごの奥行 内法 1.35m以上
- かごの出入口の有効幅員 80cm以上



■便所

便所は、洋式便器と手すりを1つ以上設けましょう。また、男子用便所の出入口近くの小便器は、床置式として手すりを設けましょう。

大規模な施設には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けるとともに、乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、オストメイトのための設備を設けましょう。

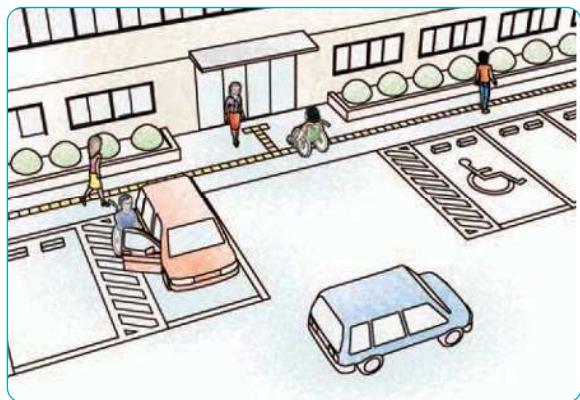


■駐車場

大規模な施設には、車いす使用者等が円滑に利用できるよう、建物の入口の近くに車いす使用者用駐車スペースを設けましょう

主な整備基準

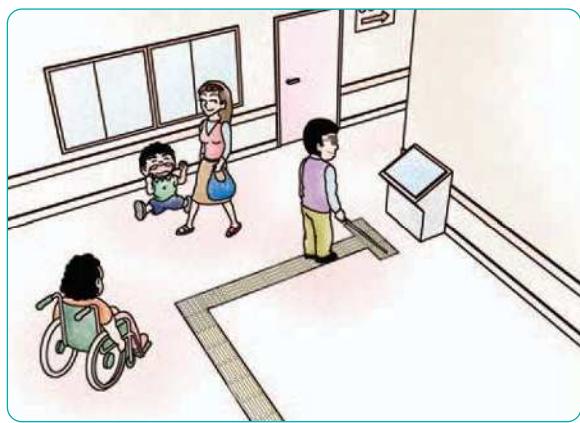
- 車いす使用者用駐車スペースの幅員 3.5m以上



■案内表示

案内表示は、高齢の方や障害のある方にもわかりやすく適切に行いましょう。

大規模な施設には、視覚障害のある方が安全に通れるよう、道路から受付までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックか、音声による誘導装置を設けましょう。



■客席・浴室・客室

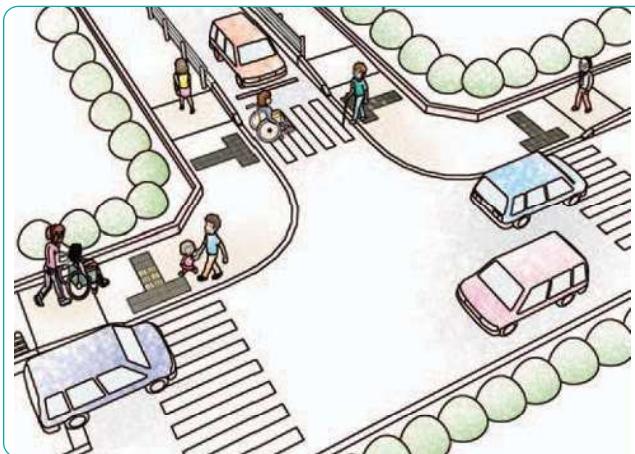
客席や浴室、客室は、車いす使用者などに配慮しましょう。

●道路の整備基準●

高齢の方や障害のある方を含むすべての歩行者が円滑に通行できるよう、段や障害物を設けないようにしましょう。

主な整備基準

- 歩道の有効幅員 2m以上
- 自転車歩行者道の有効幅員 3m以上



●公園、緑地等の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、公園や緑地を円滑に利用することができるよう、園路や便所を整備しましょう。

大規模な公園の便所には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けましょう。

主な整備基準

- 主要な園路の有効幅員 1.4m以上
- 出入口の有効幅員 1.2m以上
- 車止めの柵を設けた出入口の有効幅員 0.9m以上



●旅客施設の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、円滑に移動することができるよう、整備しましょう。

●県が取り組む普及啓発事業●

●人にやさしい街づくり出前講座

人にやさしい街づくりについて、県内の小学校で授業を行う「出前講座」を実施しています。

●人にやさしい街づくり地域セミナー

「人にやさしい街づくり」をテーマに、地域の特性を反映したセミナーを、市町村と共に開催しています。

施設整備に関する手続き

■「特定施設整備計画届出書」による届出

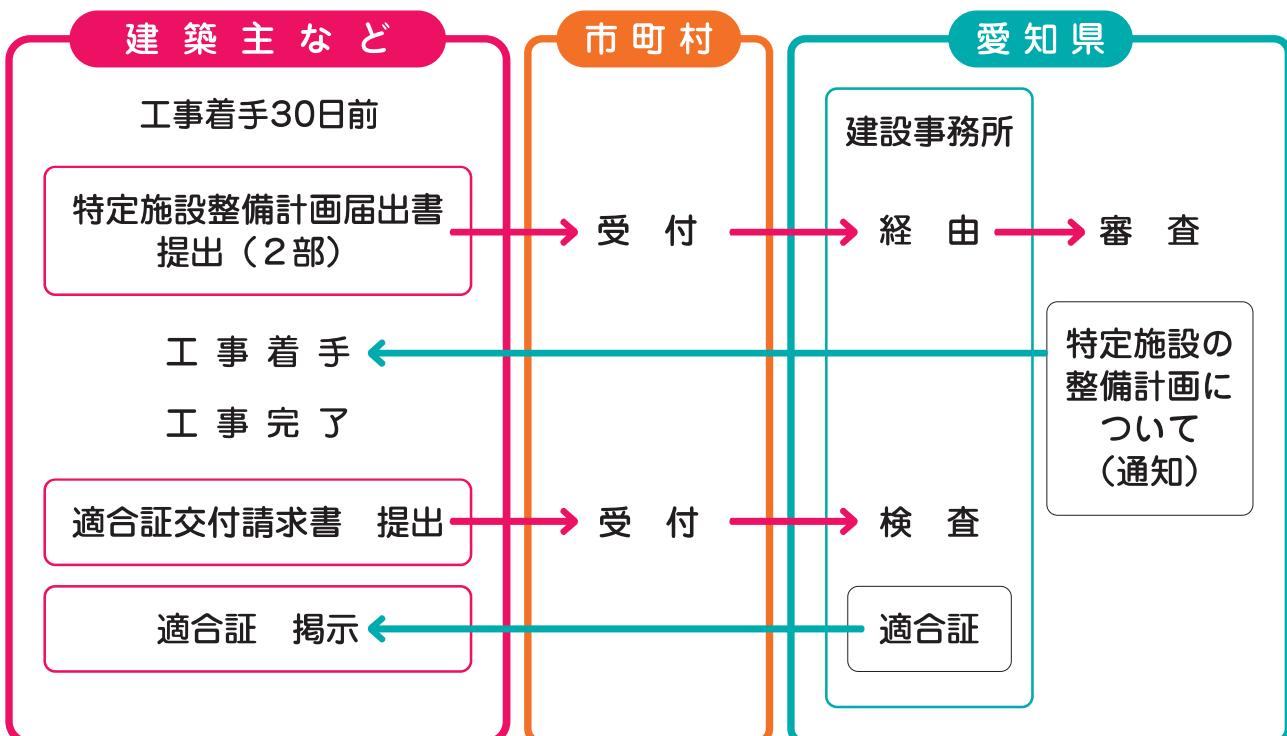
特定施設の新築等工事に着工する日の30日前までに、整備基準に適合させるための計画を、「特定施設整備計画届出書」で届け出ることが必要です。

特定施設整備計画届出書、適合状況項目表、付近見取図、配置図、平面図、その他整備基準に係る整備計画を明示した図書を2部(正・副)提出してください。

■適合証の交付

特定施設を円滑に利用できるように整備したときは、適合証の交付を受けることができます。適合証交付請求書と適合状況項目表を1部提出してください。

■主な手続きの流れ



※令和7年6月から、あいち電子・申請システムでオンライン申請も可能になりました。
※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市にあっては、それぞれの市にお問い合わせください。

施設整備に関する努力義務

- 高齢の方や障害のある方などから、整備基準に適合させるための方法などについて、意見を聴きましょう。
- 既にある特定施設は、整備基準に適合させるようにしましょう。
- 整備基準に適合させたときは、その構造や設備の機能を維持しましょう。

●人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先●

愛知県建築局公共建築部住宅計画課
街づくり事業グループ

TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145
E-mail: jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp



(住宅計画課HP)

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の
届出等については、それぞれの市へお問い合わせください

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では 特定施設を建築(新築・増築・用途変更)する際に、

- 特定施設整備計画届出書の提出
 - 整備基準の遵守
- が義務づけられています！



特定施設に該当するか、今一度ご確認ください！

- | | |
|-----------------------|---|
| □ 学校その他これに類するもの | □ 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋 等 |
| □ 博物館、美術館又は図書館 | □ 公衆浴場 |
| □ スポーツの練習場（体育館等）又は遊技場 | □ ホテル又は旅館 |
| □ 病院、診療所、助産所又は施術所 | □ 火葬場 |
| □ 社会福祉施設その他これに類するもの | □ 共同住宅(床面積の合計が2,000m ² 以上又は50戸超) |
| □ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 | □ 工場（床面積の合計が2,000m ² 以上） |
| □ 公会堂又は集会場 | □ 官公庁の事務所 |
| □ 展示場 | □ 銀行その他の金融機関の事務所 |
| □ 物品販売業を営む店舗 | □ 事務所（床面積の合計が2,000m ² 以上） |
| □ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの | □ 公衆便所 |
| 他 | |

※上記用途との併用住宅も届出対象になります。※既設を含めて対象規模になれば増築等も届出対象となります。

特定施設整備計画届出書の未提出及び整備基準が遵守されていない場合は、条例違反となります。

特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、
施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。

令和7年6月1日から

▼あいち電子申請・届出

**あいち電子申請・届出システムで
オンライン申請が始まります。**



☆特定施設の整備計画の届出（変更・取下げ）

☆適合証の交付請求 の手続きが可能になります。

令和7年6月1日以降も、引き続き市町村建築担当窓口に書類を提出することも可能です。

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、
春日井市及び豊田市内の特定施設
については、それぞれの市へ
お問い合わせください。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先
愛知県建築局公共建築部
住宅計画課 街づくり事業グループ
TEL 052-954-6590
FAX 052-961-8145



(啓発チラシ)

適合証をゲットしよう！！

人街条例適合施設は
適合証の交付請求をしましょう。

- 工事完了後、条例の整備基準に適合する特定施設については、下記適合証の交付を請求することができます。
- 適合証の交付を受けた施設については、ホームページなどで紹介します。
- 適合証の交付を受けた場合は、施設の入口や受付付近など、目立つ位置に適合証を掲示しましょう。
- 適合証は、プラスチック製のプレートまたはガラス窓等に貼り付けることができるシールのどちらかを選択することができます。

【提出書類】

適合証交付請求書(規則様式第5)
適合状況項目表(規則様式第2)
⇒愛知県建築局公共建築部住宅
計画課ホームページより入手で
きます。

【提出先】

各市町村の建築担当窓口

【提出部数】

正本1部

【申請手数料】

無料

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

適合証

愛知県

お問い合わせは各建設事務所建築課まで

尾張建設事務所

☎ 052-961-1845

知多建設事務所

☎ 0569-21-3245

西三河建設事務所

☎ 0564-27-2734

東三河建設事務所

☎ 0532-52-1315

2025年6月1日から

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

あいち電子申請・届出システムで オンライン申請が可能になりました！



- ・特定施設整備計画届出書(変更・取下・取りやめ)
- ・適合証交付請求 の手続きがオンラインで可能になります。

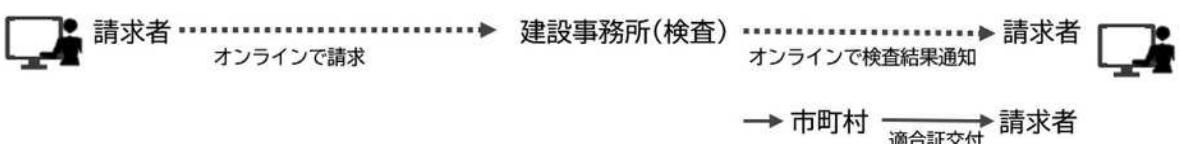


【オンライン手続きの流れ】

●特定施設整備計画届出



●適合証交付請求



★2025年6月1日以降も、引き続き市町村建築担当窓口に書類を提出することも可能です★

オンライン申請に伴い、通知書の押印は廃止しました。

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、
一宮市、春日井市及び豊田市内
の特定施設については、
各市へお問い合わせください。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先
愛知県建築局公共建築部
住宅計画課 街づくり事業グループ
TEL 052-954-6590
FAX 052-961-8145



(オンライン申請チラシ)

人にやさしい街づくりには 事業者の皆様の協力が必要です！！

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では、特定施設を建築等する際に、特定施設整備計画書の届出と整備基準の遵守が義務づけられています。

特定施設とは？
→多数の者が利用する施設です。



整備基準とは？

→不特定かつ多数の者や、主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。

●アプローチ

高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。

●出入口

建物の主な出入り口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。



整備基準が遵守されていない場合は、**条例違反**となります。

工事の実施にあたっては、改めて整備計画を検討し、人にやさしい街づくりの推進にご協力をお願いいたします。



人にやさしい街づくりの推進に関する条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業の用に供する施設を高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるようにするために、その施設の構造及び設備に関し必要な措置を講じ、並びに高齢者、障害者等の施設の円滑な利用に資する情報及び役務の提供に努めるとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力する責務を有する。

（整備基準の遵守義務等）

第十一条 特定施設の新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設にすることを含む。以下「特定施設の新築等」という。）をしようとする者は、当該特定施設（増築、改築又は用途の変更をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は用途の変更に係る部分その他規則で定める部分に限る。）について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例



適合証
愛知県

適合証を ゲットしよう！

人街条例適合施設は
適合証の交付請求をしましょう。

- 工事完了後、条例の整備基準に適合する特定施設については、適合証の交付を請求することができます。
- 適合証の交付を受けた施設については、マップ愛知（愛知県ホームページ）で紹介します。
- 適合証の交付を受けた場合は、施設の入口や受付付近など、目立つ位置に適合証を掲示しましょう。
- 適合証は、プラスチック製のプレートまたはガラス窓等に貼り付けることができるシールのどちらかを選択することができます。



【適合証の請求方法】

■オンライン申請する場合

あいち電子申請・届出システムから

【愛知県公式】 愛知県 - くらしのてつづき by Graffer



→各建設事務所の提出リンクへ

■市町村へ提出する場合

【提出書類】正本 1 部

- ・適合証交付請求書(規則様式第 5)
- ・適合状況項目表(規則様式第 2)

人にやさしい街づくり条例・バリアフリー法関係様式 - 愛知県



→各市町村の建築担当窓口に提出

お問い合わせは各建設事務所建築課まで

尾張建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所 東三河建設事務所

☎052-961-1845 ☎0569-21-3245 ☎0564-27-2734 ☎0532-52-1315

意見聴取で多い意見①

○車いす使用者用駐車場への屋根の設置

+ 意見聴取で多い意見①

●車いす使用者用駐車場への屋根の設置

→車いす使用者は乗降に時間がかかるから

庇等の設置の要望が多い

→建物に組み込む等、配置計画の初期段階で

導入を検討することが重要



<車椅子使用者（運転手）の乗車動作のイメージ（降車は逆の流れ）>

①自動車のドアを全開にする。

②車椅子から、自動車の座席に乗り移る。

③車椅子を、自動車の中に収納する。



[要望の声]

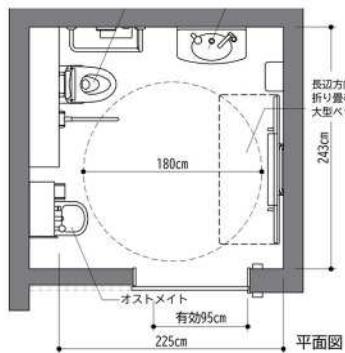
車椅子使用の運転者は、乗り降りに時間がかかります。車から降りる際には、運転席側から折り畳みの車椅子を外に出して広げてセットし、運転席から車椅子へ横に移動します。雨が降っていると、傘をさして一連の動作はできないので、ずぶぬれになります。公共施設は誰もが利用する施設であることから、車椅子使用者用駐車場における屋根の設置を、新設の公共施設はもとより既存施設についても積極的に進めてほしいです。

意見聴取で多い意見②

- バリアフリートイレでの大型ベッド（ユニバーサルベッド）の設置

意見聴取で多い意見②

- 大型ベッド（ユニバーサルベッド）の設置



〔要望の声〕

重症心身障害の人たちが外出先でおむつ替えをしたり汚れた衣服を替えたりする際には、寝かせたり座らせたりするベッドが必要となります。ベッドがない場合はどうするのかというと、やむを得ず床にマットを敷いて交換しています。そのために、障害者を支える人たちは常に床に敷くマットを持参しています。又、オストメイトを必要とする人たちも大型ベッドを求める意見が多いです。障害者支援として公共施設のバリアフリートイレに大型ベッドの設置を進めてほしいです。

又、多目的トイレと称して多様な機能を集めて整備されると、多目的トイレに利用者が集中する傾向が見受けられますので、本来必要としている障害者の利用が阻害されないように、バリアフリートイレの機能分散を図ってほしいです。

意見聴取で多い意見③

○光警報装置、文字表示装置等による非常時の案内

意見聴取で多い意見③

●光警報装置、文字表示装置等での非常時の案内

→聴覚障害に対応した設備は整備基準にないため、情報を視覚的に得られる
設備の要望が多い。



[要望の声]

聴覚障害者は、建物内で緊急放送がされても緊急事態が分かりません。特にトイレ室内では、誰かが声で知らせてくれても事態が分かりません。聴覚障害者が緊急事態を理解できるように、光警報装置、文字表示装置等の、非常時の情報を視覚的に得られる装置を設置してください。

意見聴取での主な意見

整備項目	意見	主な対象
駐車場	車椅子使用者は乗降に時間がかかるため、雨の日に濡れないように、車椅子使用者用駐車場には屋根をつけてほしい。	車椅子使用
	車椅子使用者用駐車場は、乗降にリフトやスロープを用いる場合もあるので、奥行きの広い区画や3.5m以上の広い区画があるとよい。	
	車椅子使用者用駐車区画にはゼブラゾーンをうまく配置して両側から乗降できるようにしてほしい。	
	幅3.5mの区画に車椅子以外の方でも駐車可能なサインを付けてしまうと、車椅子使用者以外の広い区画を使用しない人が使用してしまい、すぐに埋まってしまうため、車椅子マークの表示だけにしてほしい。	
廊下等	廊下の床材は、足音が響きにくい柔らかい素材にしてほしい。硬い床では、難聴のある方が音を聞き取りにくくなります。	聴覚障害
	転倒してけがをする可能性があるため、床材は弾力性のある方がよい。	すべて
	廊下、階段、スロープ等は車椅子やベビーカー等でも余裕をもって利用できるよう広くしてほしい。	すべて
	トイレやエレベーター、授乳室付近など行列ができやすい場所では、廊下や通路の幅に余裕を持たせてください。通路が狭いと混雑を助長し、利用しづらくなります。	すべて
階段	階段の手すりは2段にしてほしい。	幼児、高齢
	折返し階段では、聴覚障害者だと人の接近に気づけず、ぶつかることがあります。踊り場の壁に反対から来る人を視認できるよう鏡を設置してほしい。	聴覚障害
	階段の手すりは両側に設置して、踊り場も含めて連続したものを設置してほしい。	視覚障害、高齢
出入口	車椅子の人が入る可能性のある部屋のドアは、引戸かつ開けっ放しができるようストッパー付がよい。	車椅子使用
	主要な出入口に音声案内を設置してほしい	視覚障害
	出入口の幅80cmは最低寸法なので出来るだけ広くしてほしい。	すべて
エレベーター	エレベーターの扉にガラス部分を設ける等、外から見える構造にしてほしい。	聴覚障害
	エレベーターはできるだけ大きなものにしてほしい。	すべて
	エレベーターのかご内に足元まで見える姿見タイプの鏡を設けてほしい。	車椅子使用
	エレベーターに聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる）ボタンを設置してほしい。	聴覚障害
	インジゲーター（行き先等を表示する装置）は目線に近い高さにしてほしい。	すべて
	エレベーター内で非常案内を音声やモニターなどで案内する装置を設置してほしい。	視覚障害、聴覚障害
	エレベーター内にカメラを設置し乗降口ビームにモニターで表示できるようにしてほしい。	聴覚障害

意見聴取での主な意見

便所	排泄介助が必要な人向けに、異性の介助にも対応できるよう男女共用の便房に大人用の介護ベッド（ユニバーサルベッド）を設置してほしい。	肢体不自由
	紙巻器や各種ボタンはJIS規格に沿った位置に設置し、洗浄ボタンと呼び出しボタンは間違えないよう分かりやすくしたうえで点字表記も付けてほしい。	視覚障害
	車椅子使用者用便房のドアは自動式引き戸にしてほしい。	車椅子使用
	便房内の呼び出しボタンは倒れた時にも押せるよう低い位置にもあるといい。	肢体不自由
	補助犬ユーザーが使える広めの便房を設け、同伴可能な案内をしてください。また、補助犬用の排泄場所も配慮してほしい。（屋外で排泄する補助犬と障害者トイレで排泄する補助犬といふ）	補助犬ユーザー
	異性介助に対応した機能（カーテン等）を設けてほしい。	肢体不自由
	車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房は車椅子使用者用便房の利用集中を避けるため分散して配置してほしい。（例：一般便房に少し広めの便房を設けオストメイト設備を設ける。ベビーチェアを一般便房に設ける、ベビーシートは便房内ではなく男女の便所に設ける等一般便所に設備を分散して配置）	すべて
	一般トイレにベビーカーや簡易的に車椅子でも利用できる広めのトイレを設けてほしい。	乳幼児連れ、車椅子使用
	性的マイノリティにも配慮し男女共用の普通のサイズの便房を配置してほしい。	性的マイノリティ
	フィットティングボード（着替え台）があると着替え対応の一つになる。	すべて
授乳室等	トイレの個室内でも災害を視覚的を知らせるフラッシュライトを設けてほしい。	聴覚障害
	トイレの空き状況が分かるよう、扉が開いたままになる構造や、使用中・空きが一目で分かる表示を設けてください。	視覚障害
	トイレのドアは中折れ戸にするとドアと比べて開閉スペースが小さいためブース内を広く使える。	すべて
	左右どちらかが不自由な方も使えるよう、手すりは両側に設置してください。または、右側・左側それぞれに手すりがある便房を設けてください。	肢体不自由、高齢
	視覚障害者や車椅子使用者が安心して便所を利用できるよう、点字併記の配置案内板、音声誘導装置、便房内の配置案内板の設置、また、各案内板までの誘導ブロックを敷設してほしい。	視覚障害
	館内案内に各階のトイレに設けられた設備を案内する等、どの設備がどこにあるかを伝わるよう情報提供してほしい。	すべて
	授乳室はカーテンで仕切るなどして、入ってすぐに授乳スペースが来ないようレイアウトを検討してほしい。	乳幼児連れ
	授乳室は男性も利用可能としてほしい。仕切りはカーテンではなく鍵のかかるものにしてほしい。	乳幼児連れ
	授乳室内におむつ替え台、手洗いもあるとよい。	乳幼児連れ

意見聴取での主な意見

客席	車椅子使用者用客席には同伴者席やグループで観覧できる席を設けてほしい。	車椅子使用
	車椅子使用者用客席はサイトラインに配慮し分散配置してほしい。	車椅子使用
	ストレッチャー（簡易ベッド）利用者や発達障害児などが安心して鑑賞できるよう、個室で観覧できるようにしてほしい。	発達障害
	難聴者のため、ヒアリングループ（補聴器に直接音声を届けて聞き取りやすくする設備）を設けてほしい。	聴覚障害
案内表示	案内板・標識の文字はふりがなをつけたり、ひらがなののみやピクトサインにする等誰でもわかりやすい案内にしてほしい。	視覚障害、知的障害、外国人
	呼び出しなどがある場合は電光表示板等の文字による案内表示を設けてほしい。	聴覚障害
	独立柱や障害物については、背景とのコントラストが明確な配色とし、容易に認識できるようにしてほしい。	視覚障害
	誘導ブロックはJIS規格の黄色いものにしてほしい。（鉢タイプのものは容易に識別できないので避けてほしい）	視覚障害
	誘導ブロックを、総合案内窓口止まりとせず、エレベーターの乗降ボタンや便所の配置案内版まで誘導してほしい。	視覚障害
	誘導ブロックを通路状部分に設置する際、車椅子利用者やベビーカー利用者に配慮すると端に寄せることになるので、十分な通路幅員を確保してほしい。	すべて
	インターホンはモニター付きのものにしてほしい。	聴覚障害
	駐車場の横断歩道に、視覚障害者が安全に横断できるよう、進行方向の手がかりとなる突起列（エスコートゾーン）の設置してほしい。	視覚障害
	床にラインを引いて経路を誘導するとわかりやすい。	すべて
	ピクトサインはユニバーサルデザインに配慮した誰でも分かりやすい表示にしてほしい。	すべて
その他	総合窓口には難聴者用に筆談用或いは音声を文字に変換するUDトーク用のタブレットを設置しておいてほしい。	聴覚障害
	刺激を抑え、安心して気持ちを落ち着けられる空間として、カームダウンルーム（センサリールーム）を設置してほしい。	自閉症、発達障害
	話す内容が文字で出てくる設備があるとよい。モニターに手話が出るとよい。	聴覚障害
	車椅子使用者だけが大回りする事がないように、一般動線とバリアフリーの動線がほぼ同じ動線となるよう計画にしてほしい。	車椅子使用

1 『洋式便器・手すりの案内表示』について

条例施行規則では、洋式便器及び手すりを設けた便房には、**当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示する**よう規定している。

【洋式便器及び手すりの案内表示例】



(1) 関係条文

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例 拠点】

別表第一

第十号 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 拠点】

(案内表示)

第二十四条 条例別表第一第十号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、案内表示は、次に定めるところにより行うこと。

イ 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に規定する便房を設ける場合には、**当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。**

ロ～ニ (略)

2 (略)

(便所)

第二十条 条例別表第一第六号の規則で定める便所は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 ((二)項及び(三)項に掲げるものを除く。)	一～二 (略) 三 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の 区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。 イ 便器は、洋式とすること。 ロ 手すりを設けること。 四 (略)
(二)	(略)	(略)
(三)	(略)	(略)

(2) 現在の運用

便所内の全ての便房に洋式便器及び手すりの設置がある場合、その案内表示の位置について、各行政庁によって運用が異なっている。

案内表示の位置	便所の出入口を認める	便所の出入口を認めない
理由	出入口に掲示すれば、各便房への掲示と同様の効果が得られると考えるため。	条例施行規則では、便房の戸又はその付近に掲示することとなっており、出入口では基準を満たさないと考えるため。
行政庁	名古屋市、豊橋市、岡崎市及び一宮市	県、春日井市及び豊田市

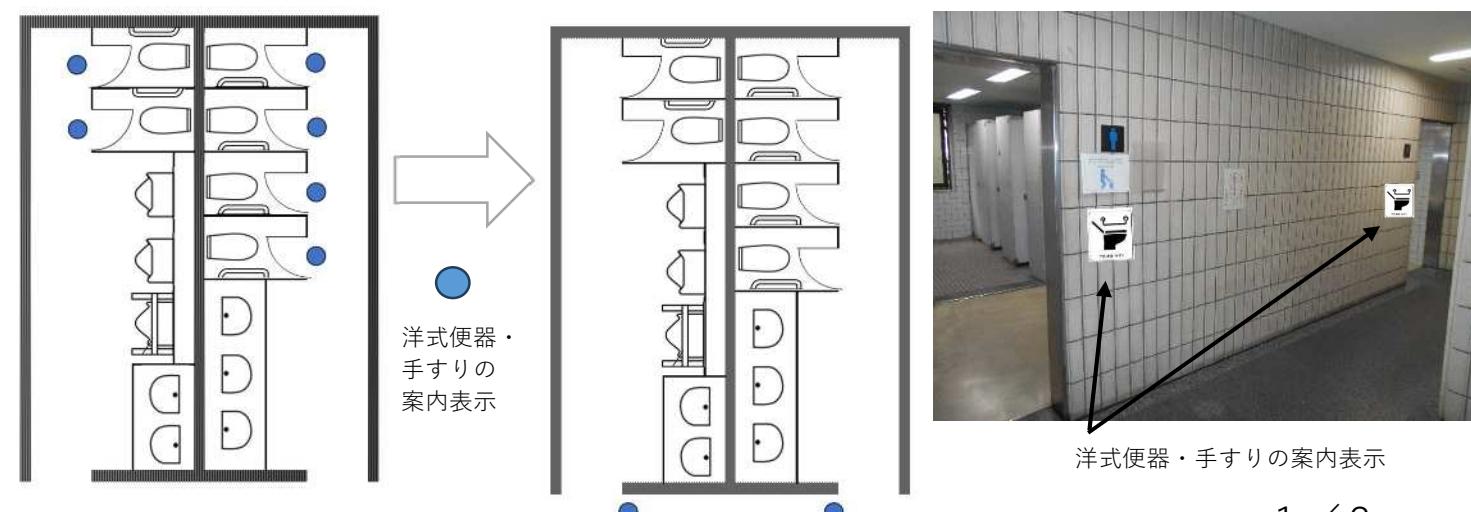
(3) 運用案

便所内の全ての便房に洋式便器及び手すりの設置がある場合、便所の出入口への案内表示を認める。

(理由)

- 便所内の全ての便房に洋式便器及び手すりの設置がある場合、出入口に案内を掲示することにより、便所に入る前に利用者がいずれの便房にも手すり等の措置がされていることを認識できるため、円滑な利用に支障がないと考える。
- 便所内に洋式便器・手すりの設置がない便房がある場合は、便所内で手すり等が設置された便房を特定する必要があり、出入口の案内表示だけでは利用者にとってわかりづらいため、各便房への案内表示の掲示を求める。

【案内表示の位置のイメージ】

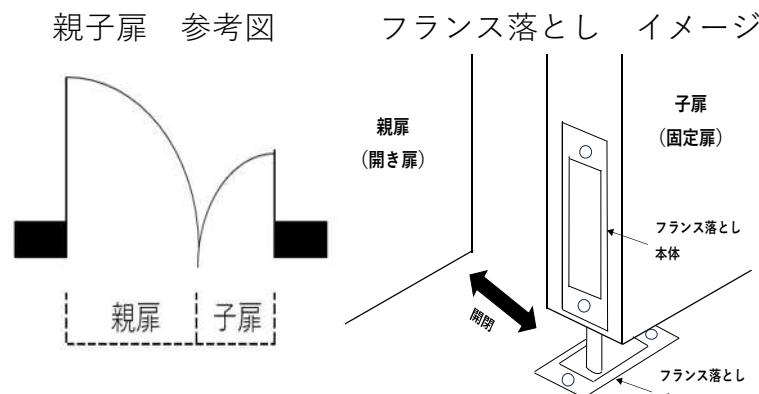


2 『親子扉の有効幅員』について

条例施行規則では、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の中のものは90cm以上、その他の出入口は80cm以上とすることを規定している。

【親子扉について】

- 戸の幅が左右で異なる両開き扉
- 一般的に親扉のみを開閉して利用
- 子扉はフランス落とし等で固定されていることが多い



(1) 関係条文

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 抜粋】

(出入口)

第十七条 条例別表第一第三号の規則で定める出入口は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	利用円滑化経路を構成する出入口(第三条第二号に掲げる特定施設の住戸の出入口を除く。)及び同条第八号に掲げる特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の中のものは九十センチメートル以上、その他の出入口は八十センチメートル以上とすること。 段を設けないこと。 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(二)	(略)	(略)

(2) 現在の運用

親子扉の有効幅員の扱いについて、行政庁によって運用が異なっている。

有効幅員の扱い	親扉のみ	親扉+子扉
理 由	子扉が固定され、親扉のみを開閉して利用する建築物が多いため。	子扉の固定が解除されれば扉全体の有効幅員で通過できるため。 事業者が子扉の固定を速やかに解除できる場合に限る。
行政庁	名古屋市、岡崎市、一宮市及び春日井市	豊田市 県、豊橋市

(3) 運用案

- 親子扉について、原則として親扉のみで有効幅員を確保するよう整備を求める。
- ただし、下記のいずれかに該当する場合は親扉+子扉の有効幅員でも認めるものとする。
 - ・子扉が固定されておらず、容易に開閉して通過できる場合
 - ・事業者が子扉の固定を速やかに解除できる場合

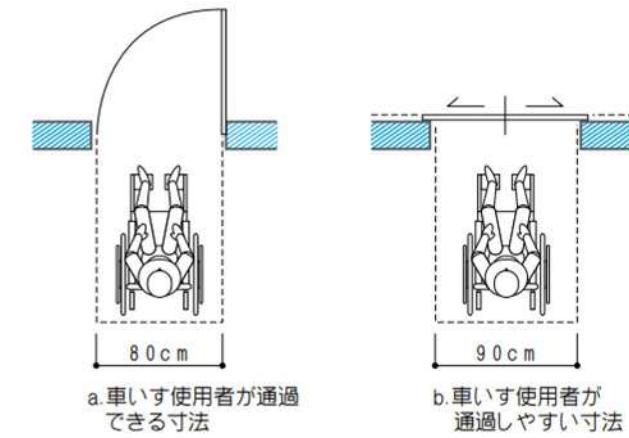
(理由)

- 出入口の有効幅員は、車椅子使用者の利用に基づき、規定されている。

車椅子使用者が通過しやすい寸法	90cm
車椅子使用者が通過できる寸法	80cm

- ・親子扉は子扉が固定され、利用者は親扉のみを利用することが多い。
- ・このため、車椅子使用者等が円滑に通過するためには、親扉のみで有効幅員が確保できることが望ましい。
- ・一方で、親扉のみで有効幅員を確保できない場合でも、車椅子使用者が通過する際に事業者が速やかに子扉の固定を解除して対応しているところもある。
- ・こうしたことを勘案し、戸の付近に事業者が常駐するなど車椅子使用者の利用が確認でき、子扉の固定を速やかに解除できる場合は、親扉+子扉の有効幅員でも認めるものとする。

【参考：出入口の有効幅員の考え方】



人にやさしい街づくり推進委員会の傍聴に関する要領

(傍聴人の決定)

第1条 人にやさしい街づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の傍聴人は、委員長が決定する。

(傍聴人の定員)

第2条 会議における傍聴人の定員は10人以上とし、予め定員を定め、その数は事前に発表する。

(傍聴申込み)

第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、委員長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは、委員会開催予定時刻の30分前から会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

(定員を超えた場合の取扱い)

第4条 締切り時に、傍聴を希望する者が予め定めた定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(傍聴証等の交付)

第5条 傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、委員会開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があつて委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (5) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

(委員長の指示)

第9条 委員長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

2 この要領は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

傍聴人心得

人にやさしい街づくり推進委員会の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

1 傍聴証を左胸に付けてください。

なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。

2 開会前に会場に入室し、傍聴席に着席してください。

3 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。

4 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないでください。

5 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。

6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。

7 飲食や喫煙をしないようにしてください。

8 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は委員長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

会議傍聴申込書

年月日

人にやさしい街づくり推進委員会委員長 殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____

年齢 _____

(様式2)

人にやさしい街づくり推進委員会傍聴証

年 月 日限

傍聴人氏名_____